

法人ニュース

ひいとにし

第63号

おもな内容

表紙	2 P
・会長あいさつ	3 P
・社会貢献活動	4 P
・税務署あいさつ	5 P
・インターネットセミナーの案内	6 P
・法人会全国大会	7 P
・税制改正に関する提言	8 P
・消費税法改正のお知らせ	9 P
・更正の請求の改正のあらまし	10 P
・社長さんごんにちは	11 P
・各支部だより	12 P
・青年部会だより	13 P

■発行日／平成24年1月31日発行 ■発行／(社)糸魚川法人会総務委員会／新潟県糸魚川市寺町2-8-16 Tel 025-550-4011

シリーズ

地域のしおり

—糸魚川地域—



天津神社 春の大祭

四月十日、毎年この日に天津神社の春の大祭が盛大に行われます。

五穀豊穣を祈って、押上地区と寺町地区の若衆がかづぐ二基の神輿が境内を威勢良く駆け回り、神輿と神輿をぶつけ合い、押し合い、もみ合い、へし合いを十回ほど繰り返します。その激しさと凄まじさから「けんか祭り」とも呼ばれ、北陸に春を告げる奇祭として全国にも知られています。

「けんか祭り」の後は、大阪四天王寺の舞楽を伝承していると云われ、国的重要無形民俗文化財のひとつに指定されている舞樂十二曲が奉納され、幼い子どもたちも舞うことが、「稚児の舞」とも呼ばれてています。舞樂が奉納されると、境内の雰囲気は動から静の世界へと一変し、人々を雅の世界へ誘います。

(写真・糸魚川市観光協会提供)



年頭にあたつて

会長 平野拓二

明けましておめでとうござ
います。

皆様におかれましては、健
やかに新年をお迎えのことと
心からお慶び申し上げます。

旧年中は、当会の事業運営に
対し格段のご理解とご協力を
賜わり厚く御礼申し上げます。

昨年の喜ばしき事といえば、
女子サッカー「なでしこジャ
パン」ワールドカップでの優

勝くらいで、政治・経済にお
いては何ひとつとして無かつ
たのではないでしようか。そ

して、三・一大震災と原発
事故をはじめとする災害の数
々。国政を預かる人たちに言
いたき事は山ほどありますが、

「この国難に真剣に向き合い、
実のある政治を！」と切に願
う次第です。

法人会は企業経営者の交流
の場でもあります。困難な状
況下であればこそ、語り合い、
励まし合いながら事業を推し
進めて参りたいものです。

さて、公益社団法人移行に
おいても、次々と公益認定
を取得、あるいは認定の内諾
を受けるに至っております。

当会におきましては、今後、
総務委員会・理事会・通常総
会において、移行申請決議や
新定款あるいは新規定類の承
認等の手続きを経た後、新潟
県知事に対し申請を行い、來
年度中に公益認定を取得致し
たいと存じます。皆様には、
一層のご理解とご協力をお願
い申し上げる次第です。

終わりに、皆様とご家族皆さ
様のご健勝、ならびに企業の
ご隆盛を祈念し、年頭のご挨
拶と致します。

関しては、県連参加の単位会
においても、次々と公益認定
を取得、あるいは認定の内諾
を受けるに至っております。

当会におきましては、今後、
総務委員会・理事会・通常総
会において、移行申請決議や
新定款あるいは新規定類の承
認等の手続きを経た後、新潟
県知事に対し申請を行い、來
年度中に公益認定を取得致し
たいと存じます。皆様には、
一層のご理解とご協力をお願
い申し上げる次第です。

新年賀詞交換会

出野税務署長
米田市長
安達振興局長
平野会長

謹賀新年 本年もよろしくお願ひ申し上げます



監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	副	副	副	副	副	副	副
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	会	会	会	会	会	会	会
加	藤	後	藤	綱	島	喜	代	子	倉	金	永	小	嶋	池	山	佐	藤	元	春
輝	守								又	子	江	嶋	岸	亀	崎	尾	亮	夫	春
									等	靖	善	修	守	守	守	守	守	守	守

一月二十三日、ヒスイ王国館において、新年賀詞交換会に先立ち、第五回糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイン画コンテストの審査発表と表彰式が行われました。今回のコンテストには、全国九十七名の応募者から一八二点の作品が寄せられました。

審査委員長で日本ジュウリーデザイナー協会会長の菅沼知行氏は講評の中で東日本大震災に触れ、「人間同士の絆や

親子の絆を考えると、物の復興も大事なものであることは言うまでもないが、ジュエリーも心の復興を担う大事なものです」と話されました。

またグランプリの寺田都さんは、「今日は亡き母の誕生日です。とてもうれしく思います」と声を詰まらせました。表彰式の後、九十名の方々のご出席を賜わり、法人会の新年賀詞交換会が盛大に開催され新年を度きました。



グランプリは「親子」
東京都の寺田さん

社会貢献活動

第五回 糸魚川翡翠 デザイン画コンテスト

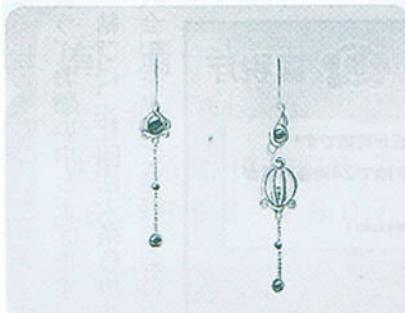
デザイン画コンテスト入賞者

(敬称略)

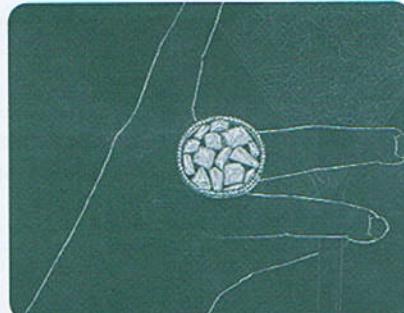
賞	氏名	住所
グランプリ	寺田 都	東京都
準グランプリ	泉谷 みほ	守口市
糸魚川ヒスイ商組合賞	數見 美香	寝屋川市
糸魚川ヒスイ商組合賞	込田 楓	川口市
糸魚川賞	増井 千里	三条市
審査員特別賞	尾出亞紀子	深谷市
審査員特別賞	大石 悠加	横須賀市



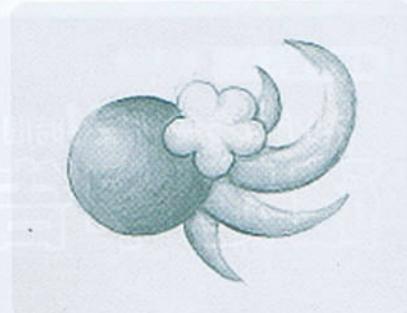
グランプリ「親子」



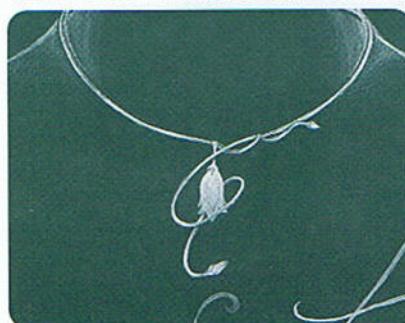
糸魚川ヒスイ商組合賞「流れる翡翠」



糸魚川ヒスイ商組合賞「星月夜」



準グランプリ「ホオズキ」



審査員特別賞「想う」



審査員特別賞「星に願いを」



糸魚川賞「ヒスイタケ」



新年のご挨拶

糸魚川税務署

署長 出野 宏明

新年明けましておめでとうございます。

糸魚川法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春を迎えたことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、平野会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、法人会活動を通じ、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、本年も倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、各種研修会の開催や、小学校における租税教室の開催、「税を考える週間」での街頭広報など、幅広い事業活動を開催されており、深甚なる敬意を表す次第でございます。

本年は、こうした活発な事業活動に加えて、公益法人移行認定に向けた大事な年であると伺っております。引き続き緊密な連絡・協調についてよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみると、リーマンショックに端を発した世界同時不況から多少明るさが見えてきた矢先に起きた東日本大震災、さらにそれに伴う放射能問題と風評被害、豪雨による水害等により、多くの方が被災されました。被災者並びに関係者の方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

想定外の災害や暗いニュースが多い中で、女子サッカーの「なでしこジャパン」がワールドカップで初優勝するなど、明るい出来事もあり、日本中が元気付けられました。平成二十四年辰年は、少しでも明るいニュースが多くなる一年であつてほしいと念願する次第であります。

本年も、皆様の事業・地域活動により、糸魚川が一層活動付くことをご期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会の構造変化により、課税・徴収事案の複雑・困難化が加速しております。こうした状況の下、税務に携わる私どもとしましては、適正・公平な課税の実現と期限内納税確保に努め、国民の皆様から信頼される税務行政に向けて最善の努力をしてまいります。

まもなく個人の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えますが、本年の確定申告におきましてもe-Taxの利用拡大に力を入れてまいりますので、法人税等の確定申告と同様、是非ともe-Taxに

よる申告をしていただきますよう、お願い申し上げます。

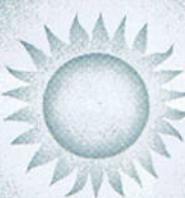
結びに、糸魚川法人会の益々のご発展と会員の

皆様のご健勝並びに企業のござる年のご挨拶とさせていただき

確定申告

ネットなら便利! 24時間

確定申告

○確定申告書等作成コーナーは24時間申告書の作成が可能です^{※1}
 ○e-Taxなら平成24年1月16日(月)~3月15日(木)まで24時間申告が可能です^{※2}

※1 作成した申告書は印刷して郵送等でも提出できます
 ※2 メンテナンス時間は除きます

国税庁

電子証明書
と
ICカードリーダライ

を準備して、e-Taxで
所得税の確定申告をすると、

最高4,000円の税額控除
国税庁ホームページから電子申告

添付書類の提出省略
返付がスピーディー

e-Tax作成コーナー ヘルプデスク
0570-015901

e-Taxの利用に際しては、算出済みの申込書類、電子証明書の取得、電子化された申込書類の提出が必要です。

所得税 2月16日(木)~3月15日(木)

贈与税 2月1日(水)~3月15日(木)

消費税・地方消費税 (住民基本台帳登録者) 1月4日(水)~4月2日(月)

納税は便利な振替納税で!

振替納付日 4月20日(金)

申告所得税 4月20日(金)

消費税・地方消費税 (住民基本台帳登録者) 4月25日(木)

十一月十七日、ヒスイ王国館において第2回税務研修会が開催され、講師で税理士の斎藤朗氏から、会計実務と法人税・消費税について講義を受けました。

主な改正点等を教わる

参加された三十五名の実務担当者は、一語たりとも聞き漏らさないようメモを録つていました。



税務研修会

講師で経済評論家の岡田晃氏は、「日本経済の再生には、①日本経済の再生につながる震災復興が大切で、復興財源論もこの観点が必要、②デフレ脱却と、少子高齢化・財政赤字・グローバル化への対応等、構造的課題の克服、③企業の競争力強化のための思い切った対策と、財政の論理を

十一月二十八日、ヒスイ王国館において経済講演会が開催されました。

**企業の競争力強化のための
思い切った対策が必要**

超えた財政再建策等が必要」と話されました。



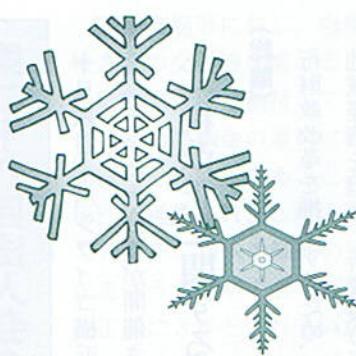
十一月十日～十一日の両日、研修旅行に二十一名が参加しました。

はじめにデンカ本社を訪問、続いて居酒屋でつべん渋谷で日本一元気な朝礼を体験、そして、メインの中小企業総合展 in 東京では、糸魚川出身でフリーイヤスターの伊藤聰子さんの講演に出会いおまけが付く等、有意義な研修旅行となりました。

経済講演会

研修旅行

中小企業総合展 in 東京ほか



インターネットセミナーのご案内

糸魚川法人会では、2月より会社や自宅にいながらインターネットでセミナーが受講出来る「インターネットセミナー」の提供を開始致します。

一流の講師陣による経営や財務はもちろん、経済やライフスタイル等の内容の100タイトルを超えるセミナーを糸魚川法人会ホームページのバナーをクリックするだけで無料にていつでもお好きな時にご覧いただけます。詳細は同封のパンフレットをご参照ください。

糸魚川法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www.fsinet.or.jp/~itoigawa/>

ID・パスワードは 会員ID:hj1021 パスワード:4011

大 会 宣 言

われわれ法人会は、半世紀を越える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自らの公益性と透明性を高めるため不断の努力をここに誓うものである。

三月十一日に発生した東日本大震災は広範囲にわたり未曾有の被害をもたらした。その痛みは全国民が等しく共有するところであり、一日も早く復旧復興の道筋がつけられることを願うものである。被災地支援は被災地域の生活再建だけでなく日本経済の再生にもつながるものであり、いまを共に生きるわれわれが手を携えて多角的にスピード感をもつて復興にあたる必要がある。法人会も組織的に、また個々の会員の力を借りて積極的に被災地支援を行っていくことを誓うものである。

いま、「震災の復興財源」そして「社会保障と税の一体改革」と税の問題は、今後我が国が自らを再生させる重要な課題としてわれわれの前にある。我が国の企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。税制改正にあつては、地域経済の担い手である中小企業の活性化なしに日本経済の再生はあり得ないとの観点から、法人税率の軽減、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成二十三年十月六日

全国法人会総連合全国大会

第二十八回法人会全国大会（神奈川大会）

十月六日、パシフィコ横浜国際会議場において、法人会全国大会（神奈川大会）が開催されました。

【税改正に関するスローガン】

（総論）

行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大幅な削減を！
地域経済を担い、新成長の原動力となる中小企業に活力を！

（震災復興）

短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復活に全力を！

（所得税）

所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！

（法人税）

法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの30%以下に引下げを！

（事業承継税制）

適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！

（消費税）

消費税率引き上げの前に、徹底した行政による行政のスリム化を！

（地方税）

地方分権推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

（その他）

年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

税制改正に関する 提言（要約）

《基本的な課題》

（財政健全化に向けて）

- ①財政運営戦略にある健全化目標の達成
- ②国債の信認確保
- ③法人税における租税特別措置の検証

【東日本大震災からの復興】

（復興財源について）

- ①増税をする場合の期間は極力短期とすべき
- ②増税税目としては、税制規模と安定性、景気に対する中立性の観点から消費税が最適

（震災復興に向けた支援）

- ①災地企業の法人税を一定期間、減免
- ②固定資産税の弾力的運用
- ③特区の創設

【社会保障と税の一體改革】

（社会保障制度の考え方）

- ①財政赤字を加えた潜在的国民負担率は五〇%程度に留めるべき
- ②社会保障の安定財源として消費税の段階的引き上げは止むを得ない
- ③企業への過度な保険料負担の抑制

【経済活性化と中小企業対策】

（法人税率の引下げ）

- ①法人実効税率五%の引下げ
- ②さらなる市町村合併を推進すると共に、議員定数削減
- 金融所得一体課税制度

（財政健全化に向けて）

- ②欧州、アジア主要国並みの三〇%以下の実行税率
- ③法人税における租税特別措置の検証

【中小企業の軽減税率の恒久化と適用所得金額の引き上げ】

- ④地方議員は大胆にスリム化し、納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべき
- ⑤地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進め、適正な課税自主権を發揮すべき

や行政のスリム化などの合併メリットの追及

- ③地方公務員給与の適正水準への是正

【事業承継税制の充実】

- ①納稅猶予制度の要件緩和と充実
- ②親族外承継に対する措置の創設
- ③事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは免除する事業承継税制の創設

【その他】

- ①環境問題に対する税制上の対応
- ②納稅環境の整備
- ③租稅教育の充実

《税目別の具体的意見》

（共通番号制度の早期導入）

- ①制度の創設、維持コストの明確化

【国と地方のあり方】

- ①広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき
- ②さらなる市町村合併を推進すると共に、議員定数削減
- 少子化対策

（の廃止）

- 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲見直しは不要

○相続税の課税強化は行うべきでない

- 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき
- 消費税率の引き上げは止むを得ないが、財政改革の徹底と歳出入の見直しが前提
- 消費税を社会保障目的税とすることは慎重であるべき
- 当面は単一税率が望ましい
- 消費税の滞納防止
- 固定資産税の抜本的見直し
- 事業所得税は二重課税であり廃止を求める
- 所得税・住民税は広く国民全体で負担
- 市町村民税の超過課税は課税公平を欠き解消すべき
- 法人に対する安易な法定外目的税は課税すべきでない
- 地方税の電子申告との一体化検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める

消費税法改正のお知らせ

平成23年9月
税務署

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとあります。

改正のポイント

1 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。

当課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【適用開始時期】平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 6か月間の判定機関（「特定期間」といいます。）は平成24年1月1日から始まります。

2 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととされました。

【適用開始時期】平成24年1月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用されます。

「95%ルール」の適用要件の見直し

要概の度制

一般課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上割合が95%以上の事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができることとされていましたが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、当課税期間における課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下^{*}の場合にのみ全額を控除することができることとされました（法30②）。

したがって、当課税期間における課税売上高が5億円超^{*}の場合、又は課税売上高割合が95%未満の場合には、仕入控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかにより行うことになります。

※ 当課税期間が1年に満たない場合には、当課税期間の課税売上高を当課税期間の月数で除し、これに12を乗じて算出した金額（年換算した金額）で判定します。

「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化

要概の度制

平成24年4月1日以後、控除不足還付税額のある還付申告書^{*}を提出する場合、「消費税の還付申告に関する明細書」を添付しなければならないこととされました（規22③）。

「消費税の還付申告に関する明細書」は、これまで還付申告書に添付をお願いしていました「仕入控除税額に関する明細書」の記載事項に加え、課税資産の譲渡や輸出取引に係る項目等について記載することとされています。新様式及び記載要領等につきましては、法施行に合わせて国税庁ホームページに掲載していくので、そちらをご覧ください（法施行時には、税務署の窓口でも入手できます。）。

※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみの還付申告書）には添付する必要はありません。

平成23年度 更正の請求の改正のあらまし

申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」という手続により訂正を求めるすることができます。この「更正の請求」について、平成23年度税制改正で、次のような改正が行われました。

更正の請求期間が延長されました

- 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

〈更正の請求期間の延長〉

更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。

なお、これまでと同様に、更正の請求書が提出されると、税務署では調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、前金を還付することになります。

（注1）税務署が減額の更正等の処分を行う場合には、更正の請求をした方にその内容を通知します。

（注2）修正申告書又は期限後申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできませんが、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求を行うことができます。

（注3）贈与税及び移転価格税制に係る法人税についての更正の請求ができる期間は6年（改正前：1年）に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求ができる期間は9年（改正前：1年）に、それぞれ延長されました。

登記・登録等を行った機関に対して行う、登録免許税の計算誤りなどがあった場合の過誤納金の還付に係る通知の請求期間について、この請求期間も、登記・登録等を受けた日から5年（改正前：1年）に延長されました。

運輸支局等に対し、自動車重量税を納付した後に自動車検査証の交付等を受けることをやめた場合、又は、過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等を受けた場合に、過誤納金の還付に係る証明書の交付を請求できる期間は、その該当することとなった日から5年（改正前：1年）に延長されました。

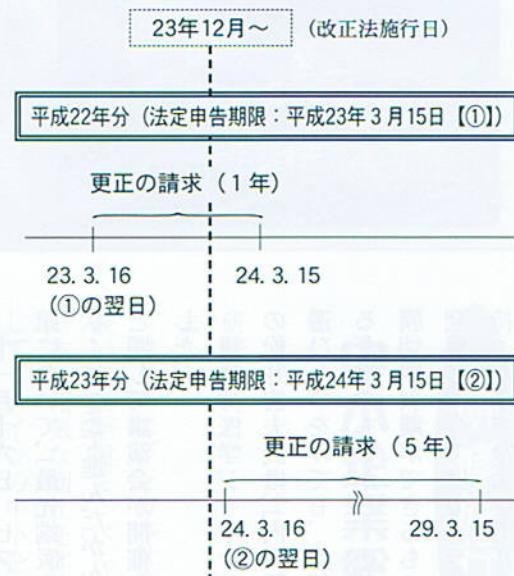
（注4）この更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に3年とされていたものが5年に延長されました。

なお、偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり7年となります。

（注5）平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うことになります（申出のとおりに更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません）。詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

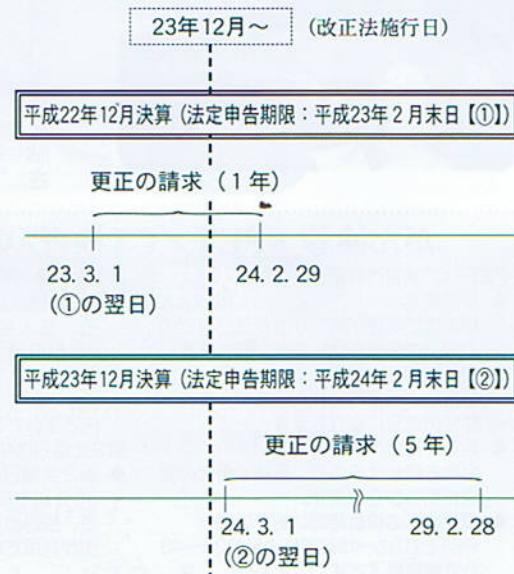
○ 適用関係

（例）所得税の更正の請求ができる期間



（注）上記は、確定申告が必要な方が提出する納税申告書に係る更正の請求等の適用関係であり、還付等を受けるための申告書の場合には、法定申告期限が当該申告書を提出した日であるため、提出した年月日により上記の期間は異なります。
詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

（例）法人税の更正の請求ができる期間



社長さん



新潟ボリマー株
社長 青木秀明

こんにちは！

応する製品を製造しております。社員は二百二十二名、

協力会社百七十四名計三百九十六名の従業員が二十四

時間連続操業体制で精密で

クリーンな製品を製造して

おります。品質管理規格と

当社は昭和四十九年一月に大和川の地で創業を開始して以来三十九期を迎えております。事業としてはプラスチック成形加工を行つております。創業当時はプラスチックシート加工を中心として参りましたが五年目からは現在の製法であります射出成形技術により歯ブラシハンドルやケース類を製造しております。

十九期（平成四年）からは現在の主力であります半導体関連器具にクリーニング技術を駆使して世界に販売を拡大して参りました。三十期（平成十九年）には手狭になつた東工場の西側に新工場（西工場）を建設し最先端半導体のニーズに対



芝よし・園よし
すべてよし

講師で医学ジャーナリストの松井宏夫氏は、「内視鏡の変遷ひとつをみても、患部を診るだけのものから、患部の粘膜切開剥離ができるものへと発展し、今ではカメラ機能を持つた小さなカプセルを飲ん

十一月十六日、ヒスイ王国館において、「最先端医療の現状・ここまで進んだがん治療」と題して講演会が開催されました。

最先端医療の講演会に一般市民も多数参加

で患部を診ることができます等、最先端医療の現状を話されました。



おめでとうございます

優勝	八田清志	〔㈲八田工務店〕
準優勝	山田悦弘	〔㈲山田金属工業〕
第三位	上野芳夫	〔タナベエンジニアリング㈱〕
第四位	佐藤元春	〔株三元化工機工業所〕
第五位	木村律治	〔株木村鉄工〕 (敬称略)

最高の日和とコースに恵まれたこの日、四十名が日ごろの腕前を思う存分に發揮し、プレーを楽しみました。



がん検診《PET/CT検査》のご案内

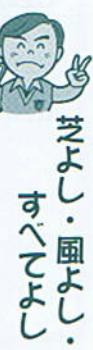
PET・CT検査の特徴

- ◆早期発見 今まで発見が難しかったミリ単位の「がん」の早期発見に期待ができます。
- ◆良性・悪性の鑑別 検査によって得られた画像が、良性・悪性の鑑別に役立ちます。
- ◆転移や再発の発見 全身を検査するので、転移や再発の発見に期待ができます。
- ◆問診からの検査時間は約2時間半 PETとCTの一体装置により約20~40分で検査終了です。

法人会員特別料金<70,600円>

- ◆一般検査料金90,300円のところ、法人会員特別料金として75,600円が設定され、さらに、糸魚川法人会から5,000円の補助ができます。したがって、70,600円で受診できます。
- ◆第2土曜日の午前、検診可能
- ◆第2土曜日の8時30分~12時30分にも受診できます。從つて、長野までの高速料金土日割引が利用できます。

健康増進ゴルフ大会





青海支部では、青海四交会と青海町商工会工業部会との共催で八月四日に事業創造大学院大学副学長原敏教授をお招きし「地域経済の現状と今後の展望」をテーマに経済講演会を開催しました。

講演会直前の七月下旬に発生した新潟・福島豪雨の話題から青海地域の購買率の変化、東日本大震災の復興状況、最近の米国・中国の経済状況、北陸新幹線開業後の予測など内容は多岐に渡り大変有意義な講演会となりました。

青海支部



十二月十二日能生商工会館において、秋季研修会が開催され、株工アフオートサービスの山崎健吾氏をお招きし、「福島原発と無人飛行機」と題して話をして頂きました。UAV航空機（自動自立無人航空機）を使用し社会貢献で「航空写真」「VTR映像」の撮影を行つて実営業している国内では唯一の会社であり、東日本大震災が発生した当時被災した福島原発へ飛行することとなつたきっかけ等、映像を交えての大変興味深い内容でした。

能生支部

大瀬電設(有)
代表者 大瀬一志
住所 糸魚川市横町5-1-9
TEL 552-1326

新入会員紹介

(財)糸魚川地区交通安全協会
代表者 木島長右エ門
住所 糸魚川市寺島2-6-1
TEL 553-1215

(有)清水板金
代表者 清水章
住所 糸魚川市本町8-3
TEL 552-2507

(株)糸魚川農業興舎
代表者 梅澤敏幸
住所 糸魚川市寺町1-6-35
TEL 553-0108

(株)三共セラミックス
代表者 山岸美隆
住所 糸魚川市大町2-1-14
TEL 552-8981

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円の税額控除 添付書類の提出省略 還付金がスピーディ

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

青年部会

全国青年の集い 「みえ大会」



副部長 猪又 一義

つ」旨の話がありました。

基調講演では、経済評論家の勝間和代氏が「東日本大震災と日本経済」と題し、どのような復興政策が東日本のみならず日本経済を救うか、について講演されました。

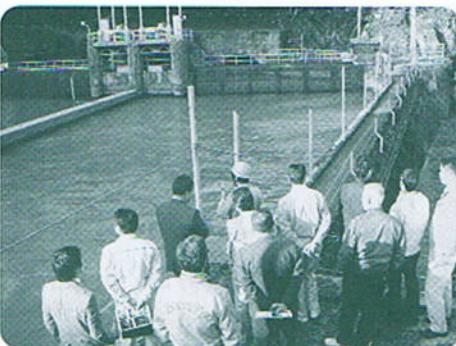
三重は松阪牛のみならず伊勢の海の幸にも恵まれ、懇親会では、土地柄を代表する美味しいものを頂き、ゆっくり堪能することができました。短い時間ではありましたが、非常に有意義な経験をさせて

頂きました。機会があれば部員の皆様もぜひ参加してください。

姫六発電所を企業見学

十月二十八日、黒部川電力姫川第六発電所の施設を見学しました。

市内にあって、外見だけは見慣れた発電所でしたが、いざ中に入り、すさまじい音をあげて回る巨大な発電機に圧倒されながら、水力発電の仕組みを学びました。



第1回研修会

買い物は
地元の糸魚川で



第2回研修会



八月二十二日、月徳飯店において第一回研修会が開催され、講師で糸魚川信用組合理事長の黒石孝氏から地域経済の動向について話を聞いて頂きました。

その一案として、「高齢者の年金の大半がたんす預金となっている。若い者から、や家を改築したい等の活用や消費に向けた働きかけをする、「買い物は糸魚川、とした消費者の意識転換が大切」と話されました。

十二月二〇日、笛倉温泉龍雲荘において、第二回研修会が開催され、講師で糸魚川税務署長出野宏明氏の税に関する四方山話を拝聴しました。

出野氏は「三月期は税に関する問い合わせが多くなります。インターネットで国税局を検索し『よくある税の質問』を参考にご覧ください」とアドバイスされました。

女性部会

研修旅行

早太郎温泉

一人静と旧軽井沢



副部長 小嶋ます子

井沢銀座と呼ばれるだけあり、それぞれの店の洗練されたディスプレーや勢いを肌で感じ、年間を通じて賑わう街を思いに楽しんできました。担当幹事様有難う御座いました。

今年は九月十一日十二日に山野草の宿で知られる「早太郎温泉二人静」を訪ねました。

女将は新潟県出身ということで旅館の隅々まで気配りが行き届いていて、おもてなしの心を学ぶ良い研修旅行となりました。一度は訪ねてみたい宿「二人静」至福の時を過ごすことが出来ました。

また、駒ヶ岳ロープウェイから見る標高三千メートルの霧の中に現われる山肌一面の黄金色の輝きが目に焼き付き、忘れられないひとこまとなりました。

翌日は旧軽井沢を散策。軽

租税教室

一億円の札束レプリカが登場

一月十三日、糸魚川税務署において、糸魚川東小学校の六年生四十名が、つづいて、一月二十日、糸魚川小学校の六年生八十九名が同校において、それぞれの租税教室に参加し、税の大切さについて学習しました。

税金クイズの中で、「一億円

の札束の重さは一五kgあるか無いか?」と出題され、初めて

て目にする一億円の札束のレプリカに目を丸くしながら、持ち上げては重さを確かめていました。

後日、子どもたちから、税について学んだことを描いた絵はがきが届きました。法人会女性部会では、時期を見て、届いた絵はがきを市民の目に留るところに展示し、市民の税に関する意識の高揚に役立てたいと考えています。



税に関するチラシを配布

十一月十一日、「税を考える

週間」の初日、ハピーランド奈川

店の店頭において、出野宏明

糸魚川税務署はじめ同職員と

ともに税に関するチラシを配布しました。

参加者は「時には、税金について、家族みんなで考え方を合ってください」と、買い物客に呼びかけました。